

報 告 第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成24年2月10日

新居浜市長 佐々木 龍

1 損害賠償の額 9,240円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

平成24年1月25日午後3時40分頃、大生院764番地の13地先路上において、公用車が進行方向転換のため後進した際、相手方車庫の雨どいに接触し、破損させた。